

地域農業の持続的な発展を支える新規就農者の確保・育成 及び担い手への農地の集積・集約化の促進

【農林水産省経営局経営政策課、農地政策課、就農・女性課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正 制度創設

農業者の減少・高齢化が進む中、地域農業を持続的に発展させていくためには、新規就農者を確保し、農業経営者として育成するとともに、多様な人材を担い手として呼び込み、農地集積、集約化による生産性の向上を図ることが重要であることから、

- (1) 新規就農者育成総合対策の支援対象を半農半Xなどの多様な担い手にも拡充するとともに、資金支援の全額国庫負担の継続に加え、青年等就農計画期間内においては、経営発展支援事業の活用期間・回数を拡大すること
- (2) 農地維持のためには、兼業や副業による経営体も不可欠であることから、農地集積目標の受け手に多様な担い手を位置づけること **新規**
- (3) 農地集約を進めるため、農地中間管理機構の取扱いの増加に対応した未払金徴収事務の外部委託など、機構への支援策を創設すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 経営発展支援事業の対象者は認定新規就農者（認定2年目まで1度限り）となっており、資金支援についても、半農半X等は対象外となっている。
- 農地関連法の改正により、農地中間管理機構における農地集積が強化され、取扱量の増加に伴う未払金の徴収事務について機構では大きな負担となっている。また、未収金が増加することも懸念される。

【山形県の取組み】

- 本県では、経営発展支援事業の対象とならない新規就農者に対し、市町村と連携し、「元気な地域農業担い手育成支援事業」で機械・施設等の導入支援や50歳以上を対象とした研修支援（年150万円、2年間）、営農支援（年60万円、3年間）、雇用就農支援（年60万円、2年間）に取り組んだ結果、新規就農者数が7年連続で東北第一位（R4:358人）となるなど、着実にその成果が表われている。
- 農地の集積・集約を進めるため、「山形県農地集積・集約化プロジェクト会議」を設置し、市町村の地域計画策定などを伴走型で支援するとともに樹園地の継承や中山間地の遊休農地対策などの支援に取り組んでいる。

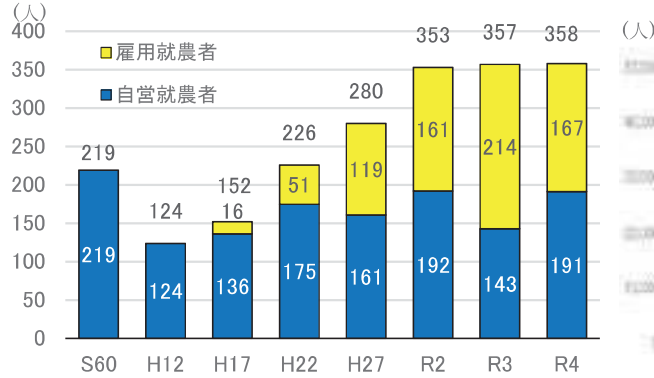
【解決すべき課題】

- 新規就農者支援の更なる強化に向け、地方公共団体が就農者の定着支援をはじめとする様々な現場施策を行えるよう、多様な担い手の育成に向けた最低限の支援について政府の施策を充実させる必要がある。
- 政府から示されている農地集積目標は、認定農業者などの従来の中心的な経営体のみへの集積を目指しており、兼業や副業など多様な担い手による農地の維持という地域計画の方向と整合していない。
- 農地中間管理機構による農地集約を強力に進めていくために、未払金徴収事務の外部委託や未回収リスクの転嫁などの対策が必要である。

○新規就農者と基幹的農業従事者の状況

- 令和4年度の新規就農者は358人となり、調査を開始した昭和60年以降で最多。
- 一方、基幹的農業従事者は、5年間で15%(7,000人、1,400人/年)減少しており、今後10年間では、32%(12,000人)減少の見込み。新規就農者数は農業従事者数の減少をカバーできていない状況。

■新規就農者



■基幹的農業従事者



■新規就農者に向けた山形県の独自支援

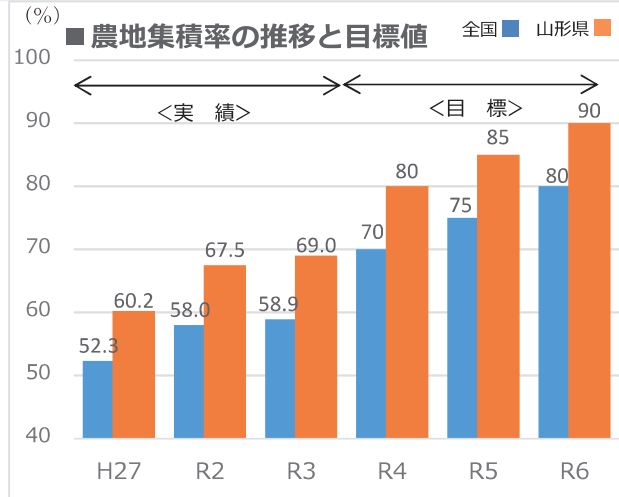
- 令和5年度の政府の新規就農者育成総合対策は、49歳以下の認定新規就農者（雇用就農資金は除く）を対象としている。山形県では、国庫事業の対象とならない認定新規就農者、半農半X等を県単独事業で支援。

	新規就農者育成総合対策【国庫】	山形県単独事業
就農準備段階	就農準備資金(全額国庫) 農業研修生に年間最大150万円、最長2年間を交付	独立自営就農者育成研修事業 : 農業研修生に年間最大150万円、最長2年間を交付
	雇用就農資金(全額国庫) 雇用就農希望者を新規雇用する法人へ年間最大60万円、最長4年間助成	農業研修支援※ : 地域の先輩農業者をアドバイザーとして配置、アドバイザーに年間10万円助成
就農初期段階	経営開始資金(全額国庫) 経営開始資金を年間最大150万円、最長3年間を交付	雇用就農支援事業 : 雇用就農希望者を新規雇用する法人へ年間最大60万円、最長2年間助成
	経営発展支援事業(国庫1/2、県1/4、就農者1/4) 機械施設等の導入支援、事業費上限1,000万円	独立自営就農者定着支援助成金 : 新規就農者へ営農費用を助成(60万円/年、3年間)
		経営開始支援助成※ : 市町村上乗せ任意、半農半X等に75万円、1年間助成
		元気な地域農業担い手育成支援事業※ : 県1/3、市町村1/6、機械・施設等の導入支援 事業費上限500万円
		※半農半Xの支援事業

○農地の集積・集約化に向けた本県の現状と支援体制

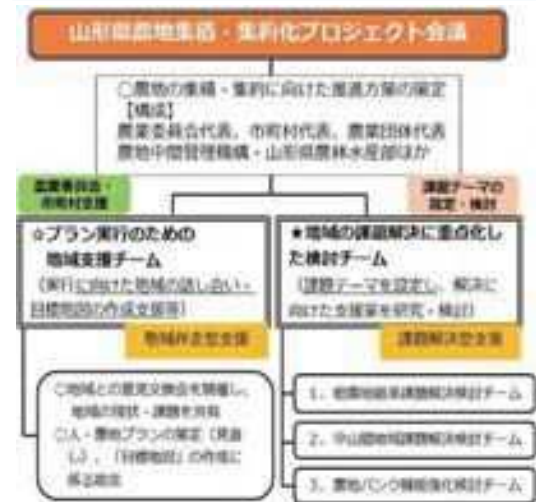
■本県における農地集積率の状況

- 本県の農地集積率は、全国と比較して高い状況 (R3集積率: 本県69.0%/全国58.9%)。
- ただし、現状の担い手だけでは農地の維持は困難。集積・集約化を進めるには、担い手の範囲の拡大が必要。



■地域計画策定に向けた支援体制

- 人・農地プランの実践と農地の集積・集約を推進するため、新たに「オール山形」の支援体制を立ち上げ (令和4年2月10日)



食料安全保障の確立に向けた農業生産基盤の強化と 農業農村整備事業予算の安定確保

【農林水産省大臣官房政策課、農産局企画課、農村振興局設計課、土地改良企画課】

【提案事項】 予算拡充 制度創設 制度改革

食料安全保障の確立に向け、戦略作物の本作化を推進するとともに、水田の大区画化、高収益作物の導入やスマート農業対応など、生産力強化に資する基盤整備や水利施設の長寿命化等を推進する必要があることから、

- (1) 新規地区採択に必要な**農業農村整備事業の当初予算**及び基盤整備を加速化する**補正予算の安定確保**を継続すること
- (2) 食料安全保障の確立に向けた**戦略作物の生産振興**の観点から、**農地整備事業の採択における効果算定手法**を見直すこと **新規**
- (3) 畑地化の推進に当たっては、**土地改良区が将来にわたり施設を維持管理できる制度**を措置すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 担い手の減少・高齢化の進行から、農地集積・集約化やスマート農業導入により生産性の向上を図る**農地整備事業の要望**が増加している。また、農業水利施設の老朽化が進行する中、**農業用水を安定的に供給するための対策**が必要である。
- 食料自給率の向上のため、**排水改良等の基盤整備と併せ、戦略作物の作付面積の拡大**が必要である。
- 畑地化や土地改良区地区除外の進行に伴う**土地改良区の賦課金収入減、水田耕作者の負担増による水利施設の維持管理や運営面への影響**が懸念される。

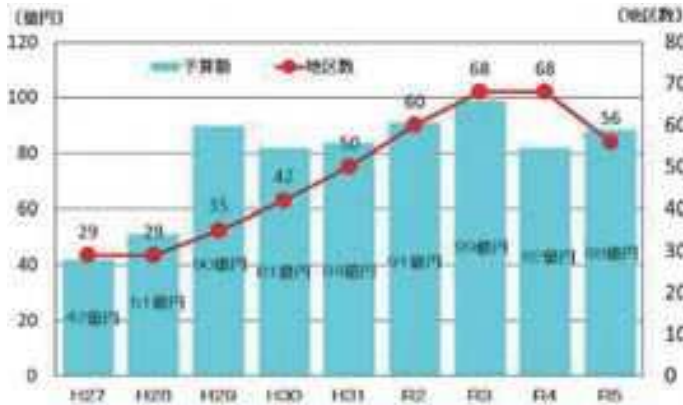
【山形県の取組み】

- 県営農地整備事業を56地区で実施しており、農地の大区画化等に加え、スマート農業推進のため、ICT施工や営農の省力化・高度化などの情報通信環境整備に向けた取組みを行っている。さらに、農業水利施設の長寿命化対策を、老朽化度合に応じて順次進めているが、**要望に応える十分な予算が不足**している。
- 高収益作物への転換や戦略作物の作付にも対応できる、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備に計画的に取り組んでいる。
- 土地改良区及び地域農業再生協議会を対象に意見交換会を開催し、畑地化の推進について理解を得られるよう努めているが、不安視する意見が多い。

【解決すべき課題】

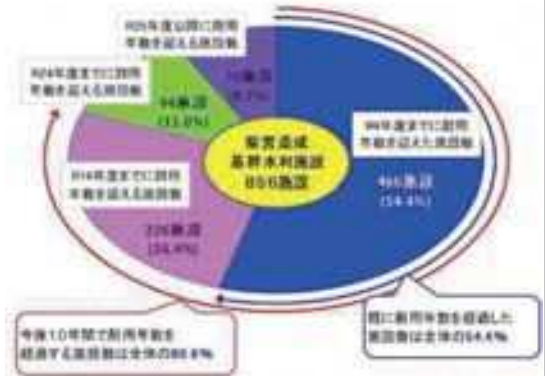
- 生産基盤を強化し生産性向上と省力化を図るため、農地の大区画化やスマート農業を推進するとともに、農業水利施設の長寿命化対策を計画的に取り組むための**農業農村整備事業予算の安定的な確保**が不可欠である。
- 現在の農地整備事業等の効果算定手法では戦略作物の費用対効果が低いため、戦略作物の導入促進のための事業化は困難である。
- 畑地化を円滑に進めるため、土地改良区決済金等支援のあり方を地域の実情に照らして改めて検討し、**安定的な賦課金収入の確保や水利施設の維持管理**に向け、**土地改良区の中長期的な運営に影響のない支援制度**を設ける必要がある。

○県営農地整備事業の実施状況(推移)(R5 暫定値)



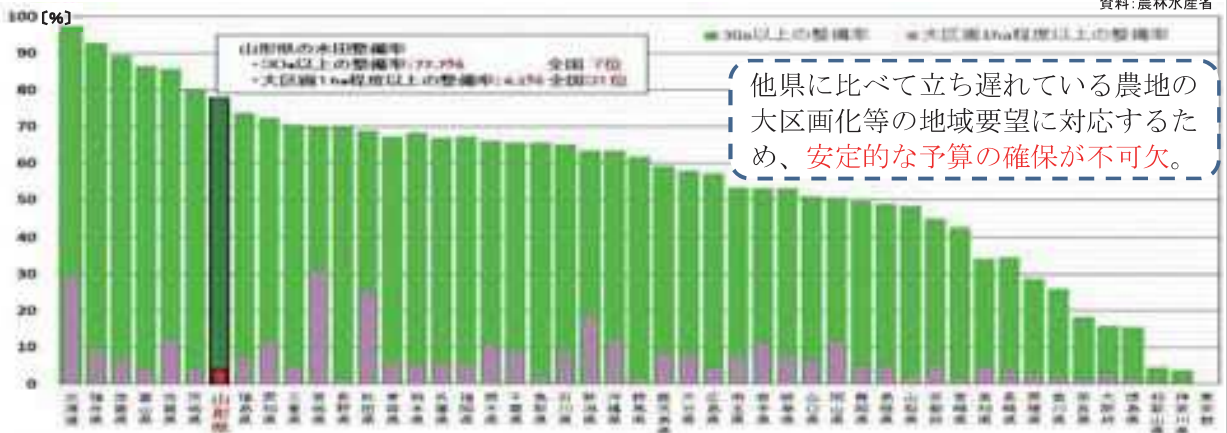
資料:山形県農村整備課

○県営造成基幹的農業水利施設の状況



資料:山形県農村整備課

○都道府県別の水田整備率



資料:農林水産省

担い手への農地集積・集約化やスマート農業導入を含めた水田農業の生産性向上及び高収益作物への転換を進めるためには、**大区画化等をはじめ、多様なニーズに合ったきめ細かな基盤整備が必要。**

○大区画ほ場の田植え(鶴岡市金森目)



○土地改良区決済金等支援の課題

土地改良区及び地域農業再生協議会を対象とし、説明会を実施したが、畑地基準の賦課金設定等種々の制度設定について現場任せとなるなど、土地改良区の理解と協力を得るには不十分であり、現場では今後どのような対応をとるべきか混乱が生じている。

○県内で進むスマート農業の導入(遊佐町大楯)



山形県担当部署：農林水産部 農村計画課
農林水産部 農村整備課

TEL：023-630-2539
TEL：023-630-3134

持続可能な農業・農村を実現しルーラルイノベーションに繋げるための施策の強化

【農林水産省農村振興局農村計画課、地域振興課、都市農村交流課】

【提案事項】 制度改正

持続可能な農業・農村を実現するためには、地域コミュニティの維持と地域資源を活用した新たな切り口の創出（ルーラルイノベーション）が必要であると考えられることから、

- (1) 地域コミュニティを維持するための農村 RMO の形成に向けて、複数集落をまたぐ地域協議会を設立するための取組みを支援できるよう、農村 RMO 形成推進事業の支援対象を拡充すること **新規**
- (2) 地域資源を活用した様々なアイデアの実現に向け、最初の動き出しを後押ししやすい制度となるよう、農山漁村発イノベーション推進支援事業の採択要件を緩和すること **新規**
- (3) 中山間地域等直接支払制度による維持・管理が困難な小規模な荒廃農地を、多様な手法により保全管理していくことができるよう、最適土地利用総合対策の要件を緩和すること

【提案の背景・現状】

- 中山間地域の集落機能の維持が困難になりつつある中、政府は農村 RMO の設立を推進することとしている。
- 地域で様々なアイデアを含む行動計画が作成されるなど、イノベーションにつながる動きが出ている。
- 担い手不足の進行により、中山間地域等直接支払制度による集落協定及び共同活動の維持が困難な農地が拡大しつつある。

【山形県の取組み】

- 集落レベルの取組みは「元気な農村づくり総合支援事業」で総合的にサポートしているが、集落レベルを超える広域的な取組みを進めるには強力なサポートと専門的ノウハウが必要。
- 地域資源を活用した付加価値創出に向けた「動き出し・試行」の取組みを「元気な農村づくり総合支援事業」で支援しているが、イノベーションを起こすには更なる支援が必要。
- 荒廃農地の再生・利用や粗放的利用等を「やまがた農地リフレッシュ&アクション事業」で支援しているが、荒廃農地の発生抑制には十分な成果を得ていないことから、更なる支援が必要。

【解決すべき課題】

- 農村 RMO 形成推進事業は広域的な地域協議会の設立を前提とした制度となっており、協議会設立に必要な集落内の合意形成や集落間の調整、専門家派遣などのニーズに対応できていない。
- 農山漁村発イノベーション推進支援事業は3者以上のネットワーク構築を採択要件としているが、行動計画に掲げたアイデアの実践に向けた「動き出し・試行」を行う上でのハードルとなっている。
- 最適土地利用総合対策は、複数集落による土地利用構想図作成を採択要件としているが、これを策定できない集落でも、市町村による概略的な土地利用構想に基づき荒廃農地対策を進める必要がある。

○農村RMO※を運営する地域協議会の設立に必要な事前の合意形成等支援

※農村型地域運営組織（RMO＝「Region Management Organization」）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組みを行う組織



○地域資源を活用した様々なアイデアの実現

農村地域が持続的に発展していくためには、地域の話合いを通して作成された行動計画を、自分ごととして捉えて実践し、小さな成功体験を積み重ねていくことが重要

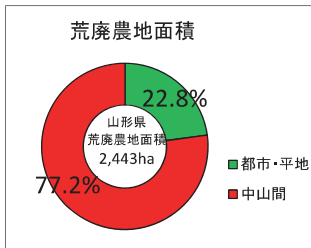


地域のアイデアの多くが「すぐに取り組みたい」ものであり、試しにまずやってみることが次へのステップに繋がる。こうした取組みの主体の多くは小規模な任意団体（いわゆる「農家のお母ちゃんの集まり」）であり、煩雑な仕組みや手続きの負担感が意欲をそぐ要因となり得ることから、農山漁村発イノベーション推進支援事業の採択要件の緩和が必要

・採択要件のうち「3者以上のネットワーク構築」の省略



○中山間地域等における多様な手法による農地の保全・管理



近年は担い手への農地集積が進んでいることから、荒廃農地は小規模で散在しているケースが多い。こういった荒廃農地に対し早い段階から再生利用あるいは粗放的な管理を行うことが、周辺農地への拡大防止につながることから、一定規模でまとまっていない荒廃農地であっても支援の対象となるよう、最適土地利用総合対策の採択要件の緩和が必要

・採択要件として市町村単位の包括的・概略的な土地利用構想作成でも認めること



水田農業の持続的な発展に向けた支援の充実

【農林水産省大臣官房政策課、農産局穀物課、農産政策部企画課】

【提案事項】 予算継続 制度改正

人口減少や長引く新型コロナの影響による米の国内需要の減少、また高齢化等による担い手不足や中山間地域を中心とした耕作放棄地の拡大など、水田農業をめぐる状況が厳しさを増している。

地域の水田農業の持続的な発展と食料安全保障を踏まえた自給率向上のため、安定的な財源のもとで、需要に合った米や畑作物等の生産に取り組める体制づくりが不可欠であることから、

- (1) 水田活用の直接支払交付金の交付水準を維持し、産地交付金については、地域の特色ある取組みを推進するため十分な予算確保をすること
- (2) 地域では中長期的な視点での水田を活用した産地づくりの検討が、今後さらに行われることから、令和6年度以降も畑作物や高収益作物への畑地化の支援水準を継続するよう必要な予算を確保すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 需要に応じた加工用米や輸出用米、飼料用米等の非主食用米、大豆やそば等の畑作物への作付転換には、水田活用の直接支払交付金が大きな役割を果たしている。
- 水田活用の直接支払交付金の見直し方針に関して、「5年水張りルール具体化」や令和5年産における水田の畑地化支援の施策等が示されたが、各地域では水田農業の中長期的な将来像を明確にし、水田の畑地化か、または水田として利用する場合は田畑輪換等でフル活用する、という経営判断が求められている。

【山形県の取組み】

- 本県では関係機関が一丸となった「オール山形」体制のもと、毎年、県農業再生協議会で設定した「生産の目安」に沿った米づくりを着実に実践し、需要に応じた米生産を推進している。
- 作付転換にあたっては、各地域が産地交付金を最大限活用して、それぞれの実情に応じた特色を活かした魅力的な産地づくりに取り組んでいる。
- 支援施策の情報提供や、田畑輪換、畑作物の生産に係る技術の普及など、各地域や農業者の判断を支援する取組みを行っている。

【解決すべき課題】

- 農業者が不安を抱くことなく、非主食用米や畑作物の生産の取組みを推進するためには、安定した交付金制度のもと、交付金の交付単価が再生産可能なものであり、作付転換に取り組む全ての農業者に行き渡る必要がある。
- 水田農業のあり方については、農業者個々の経営判断のみならず、地域としても判断を行う必要があるため、畑地化の決定まで時間を要するため、令和6年度以降も畑地化支援の継続が必要である。

○ これまで本県では、主に非主食用米（加工用米・新規需要米等）や大豆、そば、野菜等への作付転換を行ってきた。

本県における水田の活用状況（R4）

（単位：ha）

水田面積（畦畔を除いた本地面積）										86,400	昭和45年以降
水稲作付面積 67,900 （青刈面積含む）				大豆	そば	飼料作物	※野菜	※その他作物	※その他（調整水田等）	減少した水田面積	
52,700	加工用米 4,715	新規需要米 6,872	備蓄米 3,620	4,621	4,642	2,717	5,213	3,305	7,091	22,000	
需給調整						42,796					
作物作付						35,705					

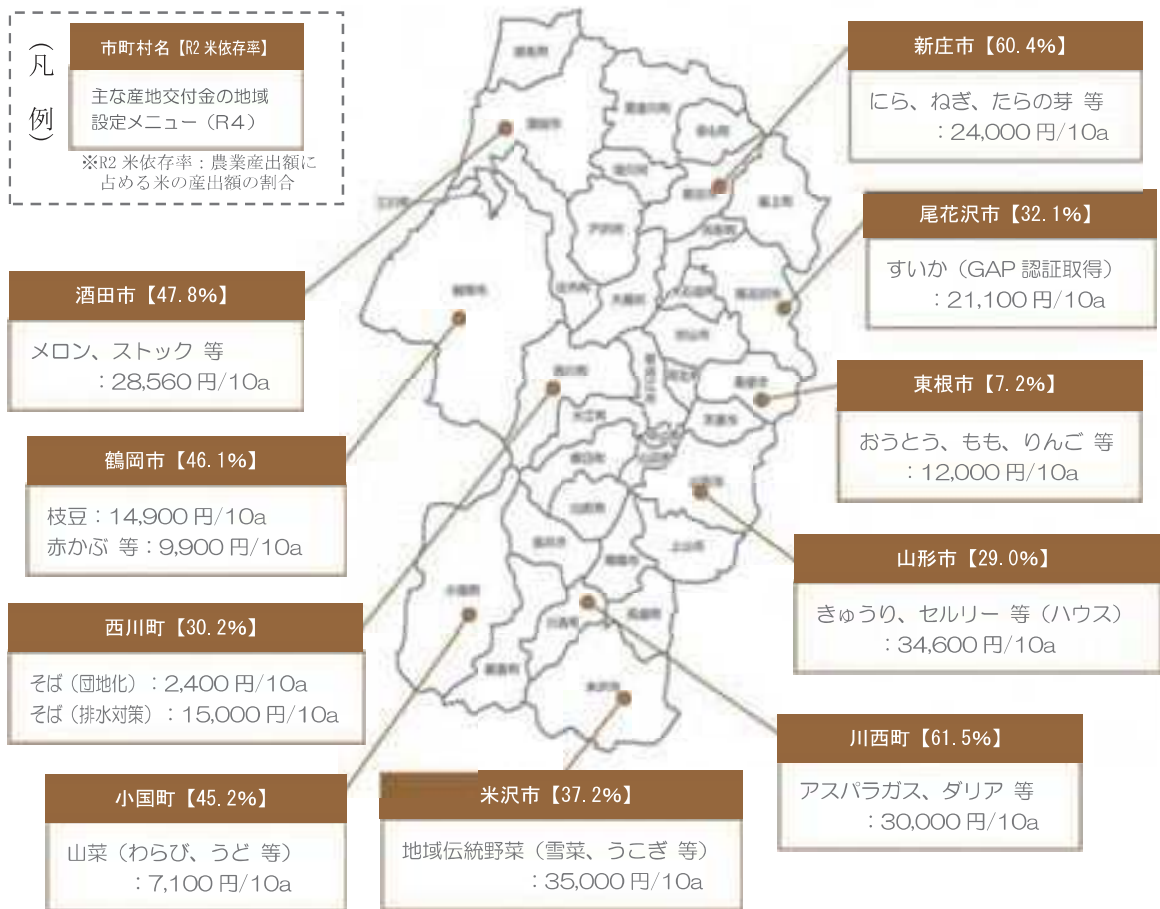
参考資料：農林水産統計、国認定面積（加工用米、新規需要米）、市町村別作物作付実績（市町村における水田台帳の集計）
 新規需要米の内訳（飼料用米5,236ha、WCS用稲1,115ha、米粉用米119ha、輸出用米373ha、その他3ha）
 ※「野菜」、「その他作物」、「その他（調整水田等）」は、R4が未調査のため、R3実績値

○ 本県では関係機関が一丸となった「オール山形」体制のもと、毎年、県農業再生協議会で設定した「生産の目安」に沿って、需要に応じた米生産を推進している。

（単位：ha）	R元年産	R2年産	R3年産	R4年産
生産の目安（①）	57,550	57,215	55,769	53,060
作付実績（②）	56,900	56,500	54,900	52,700
目安と実績の差（②-①）	△650	△715	△869	△360

本県では産地交付金を活用して作付転換に取り組んでおり、毎年、「生産の目安」の範囲内の作付実績となっている

○ 推進にあたっては、産地交付金を最大限に活用して、下図のとおり、各地域において特色ある作付転換の取組みが行われている。



園芸農業の持続的な発展に向けた支援

【農林水産省農産局総務課生産推進室、園芸作物課】

【提案事項】 予算拡充 制度拡充

本県の自然や農の技術が生み出す果実、野菜等の園芸品目は、全国第10位の産出額があり、本県農業産出額に占める割合も52%と本県農業にとって重要な位置づけとなっている。一方、本県農業の生産基盤を取り巻く環境は、担い手の減少、生産資材価格高騰、度重なる自然災害等の影響を受け、大変厳しい状況にあることから、

- (1) 生産資材価格高騰への対応として、**産地生産基盤パワーアップ事業に営農継続に向けた支援策を創設**すること **新規**
- (2) 果樹経営支援対策等の**果樹農業振興関連予算を十分に確保**すること

【提案の背景・現状】

- 本県の園芸は、昭和60年代から長期出荷や品質向上の観点から、施設化を推進し、さくらんぼ、ぶどう、トマトなどが施設栽培にて生産されている。なかでも、老朽化した施設は、生産性や安全性を考慮すると**再整備・改修**が必要であるものの、生産資材価格の高騰や自然災害等により、新たな多額の投資が難しく、高齢者に限らず栽培を断念するきっかけになりかねない状況となっている。
- 本県園芸の柱である果樹についても、生産環境は厳しく、園地継承が進まずに耕作放棄地になる場合が多いため、「**果樹王国やまがた**」の**維持発展**に向けた取組みの強化が必要である。

【山形県の取組み】

- 施設園芸における生産性の向上や営農継続の観点から、令和4年度に限り、園芸用ハウスの再整備・改修に対する助成（補助率：1/3）を本県独自に実施した。
- 「**果樹王国やまがた**」の維持発展に向け、果樹経営支援対策事業による優良品目・品種への改植・新植等や、産地生産基盤パワーアップ事業の活用による省力化機械の導入など収益性向上対策に取り組んでいる。また、新たな担い手育成と産地の維持発展方策として「**先行投資型果樹団地**」の**整備**に向けた取組みを実施している。

【解決すべき課題】

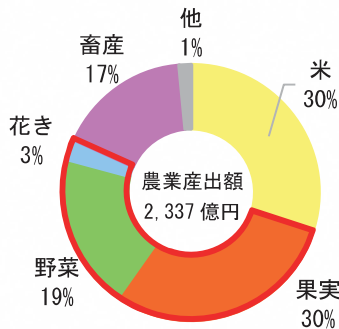
- 資材価格高騰により園芸用ハウスの新設が厳しい状況にあることから、産地生産基盤パワーアップ事業に園芸用ハウス等の再整備・改修による経営体の営農継続に向けた「**施設再整備・改修緊急支援の創設**」が必要である。
- 果樹農業の発展には、産地生産基盤パワーアップ事業を継続するとともに、計画的な新植・改植の実施が可能となる果樹経営支援対策事業等の**果樹関連予算の十分な確保**が必要である。

表 1 園芸産出額（令和 3 年）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	・・・	10位
都道府県	北海道	茨城	長野	青森	愛知		山形
産出額	3,534	2,196	1,946	1,912	1,823		1,223

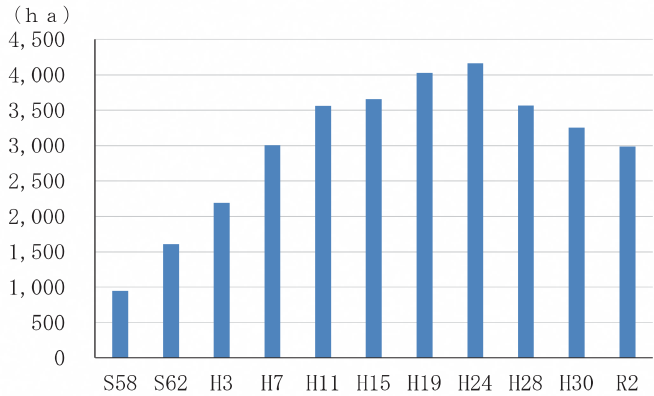
出典 農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」

図 1 本県産出額の部門別構成割合（令和 3 年）



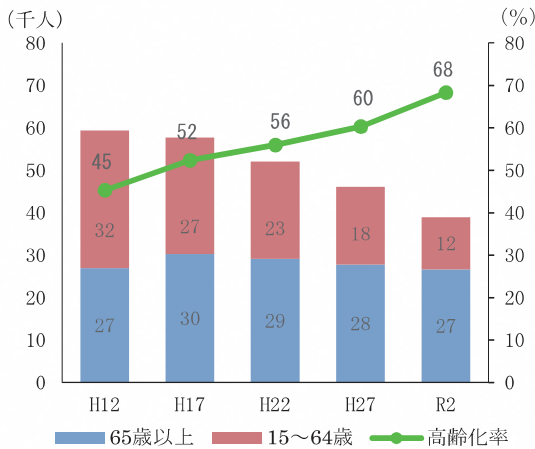
出典 農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」

図 2 園芸ハウス等の設置状況（雨よけ施設含む）



出典 農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」

図 3 基幹的農業従事者数の推移



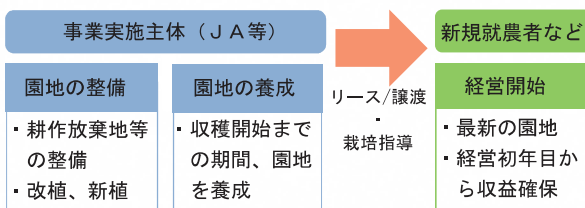
出典 農林水産省「農林業センサス」

図 4 建設資材物価指数（鋼管）の推移



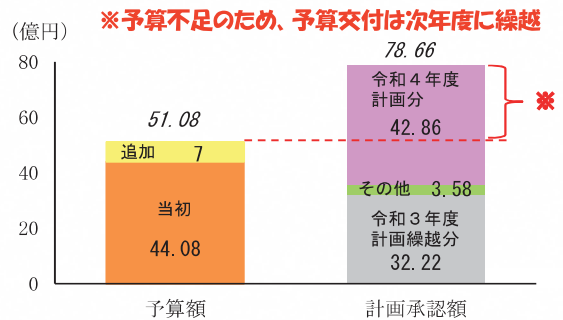
出典 一般財団法人 建設物価調査会 総合研究所「建設物価 建設資材物価指数」

○本県における「先行投資型果樹団地」の取組みイメージ



※ JA や地域の農業法人等が耕作放棄地等の園地を新たな果樹園に整備し、未収益期間の養成を行い、新たな担い手に園地をリース・譲渡

図 5 果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の実施状況（令和 4 年度）



出典 令和 4 年度道県果実基金協会運営協議会資料を基に作成

地域農産物のブランド力強化に向けた農業遺産認定地域の支援強化及び地理的表示(GI)登録の推進

【農林水産省輸出・国際局知的財産課】

【農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課農村環境対策室】

【提案事項】 **制度創設** **規制緩和**

担い手の高齢化や国内外の競争力が激化する中で、地域農産物の伝統的な生産システムを継承し、さらには国内だけでなく世界に向けた情報発信によるブランド力を強化するためには、農業遺産の認定を契機とする活動の充実や、地理的表示(GI)登録の推進を図る必要があることから、

- (1) 農業遺産の**世界に向けた情報発信**や、認定地域の**保全活動に対する支援の充実**を図ること
- (2) 地域農産物の GI 登録を推進するため、**特性や生産地の一部重複を可能とする見直し**を行うこと

【提案の背景・現状】

- 農業遺産は、伝統的な農業の遺産的価値が高まることにより、農業者の誇りの醸成や地域農産物の価値向上が期待される制度であり、認定地域は、**情報発信や生産振興、地域振興等の保全活動に取り組む必要がある**。
- GI は、地域特有の生産・気候風土と品質等の特性が結びついている農産物を保護する制度であるが、**特性や生産地に重複がある場合、登録は認められない**。

【山形県の取組み】

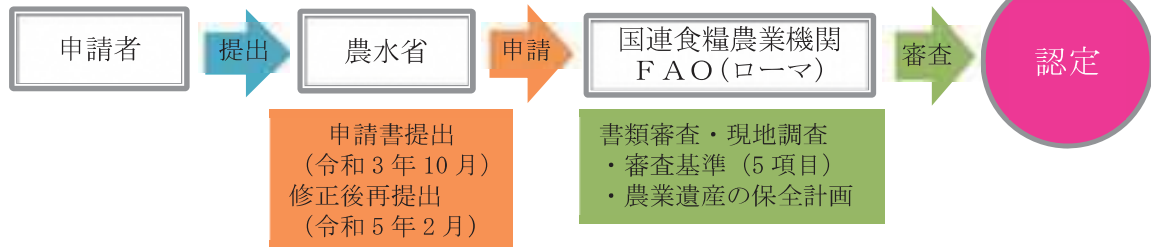
- 「最上川流域の紅花システム」は、平成 31 年 2 月に日本農業遺産に認定された。令和 3 年 10 月には世界農業遺産の認定申請書を提出し、国連食糧農業機関による審査を待っている。
- 県は、農業遺産地域の認知度向上のための情報発信や、紅花の栽培面積の拡大、安定生産の取組み等を支援している。
- 令和 2 年 8 月に GI 登録された「山形ラ・フランス」は、生産行程管理業務等を実施した上で、令和 2 年度に初めて出荷・販売が行われた。
- 付加価値の一層の向上や国際的評価の向上に向けて、「山形さくらんぼ」の GI 登録を検討している。

【解決すべき課題】

- 農業遺産の**保全活動**は、制度で認定される保全計画に基づく活動であることから、**支援の充実、強化**が必要であり、また、農業遺産の認知度向上や、今後期待できるインバウンド需要を取り込むためには、文化庁の制度である日本遺産のように**情報発信や環境整備等、地域における活動の初動や加速化に資する財政支援**が必要である。
- GI 登録の価値を一層高めるためには、国際競争力が期待されるブランド農産物の登録推進が必要であることから、生産規模の大きな産地の GI 登録の推進に向けて、すでに認定されている GI との**特性や生産地の一部重複を可能とする見直しが必要**である。

○農業遺産認定地域の支援強化

【世界農業遺産の申請】

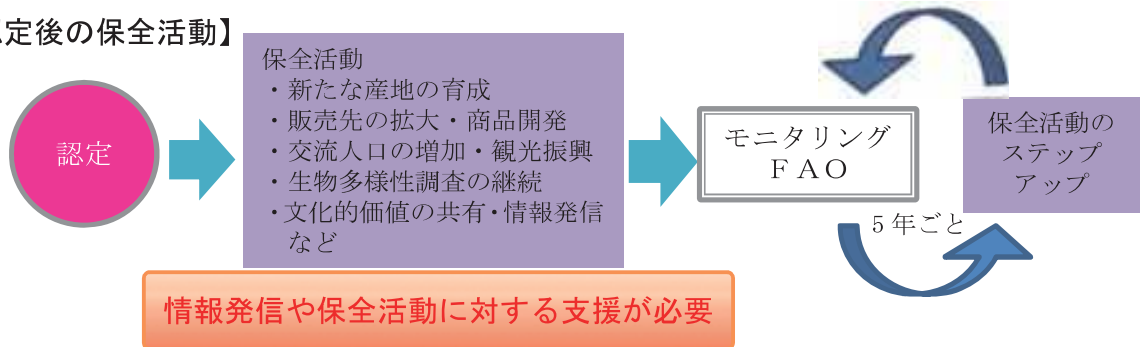


申請書名: Safflower System in the Mogami River Basin

(邦題) 最上川流域の紅花システム～歴史と伝統がつなぐ山形の「最上紅花」～

申請地域: 山形県最上川流域

【認定後の保全活動】



(参考) 【日本遺産の事例】

「山寺が支えた紅花文化」(平成30年度文化庁認定)

事業名: 文化芸術振興費補助金(日本遺産活性化推進事業)

事業主体: 「山寺と紅花」推進協議会

財政支援: H30: 40,966千円、R1: 20,000千円、R2: 9,000千円

○地理的表示(G I)の活用推進

【生産規模の大きなG I登録製品の例】

農産物の全登録産品(121品:R5.1.31現在)のうち、生産者数1,000名以上の産品は、
・「但馬牛(牛肉)」
・「市田柿(果実加工品)」などがあるが、
青果物では「山形ラ・フランス」のみ
《参考》

G I 「山形ラ・フランス」
生産者 延べ2,572名(R5.2月現在)

生産規模が大きく、輸出実績のある農産品のG I登録が進んでいない

【登録に際しての規制】

地域や特性に重複がある場合、登録は認められない

「山形さくらんぼ」(検討中)
生産者 6,998名(R2農林業センサス)

「山形さくらんぼ」は重複により申請できない

G I 「東根さくらんぼ」(登録:平成29年)
対象地域: 東根市及び隣接市町の一部

<山形県でG I登録されている農産物>



「米沢牛」



「東根さくらんぼ」



「山形セルリー」



「小笹うるい」



「山形ラ・フランス」

山形県担当部署: 農林水産部 園芸大国推進課

TEL: 023-630-3380・2453

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策の強化

【農林水産省消費・安全局動物衛生課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

国内で野生動物を感染源とした家畜伝染病（豚熱、高病原性鳥インフルエンザ）の発生が相次いでおり、発生予防及びまん延防止対策の充実・強化が必要であることから、

- (1) 家畜伝染病対策に中心的役割を果たす家畜防疫員の確保・育成を図るため、獣医師養成確保修学資金給付事業に係る十分な予算を確保すること **新規**
- (2) 家畜伝染病発生時に、疫学的なリスク評価に基づく部分的な殺処分の適用を可能とすること **新規**
- (3) 家畜防疫の拠点となる家畜保健衛生所の施設整備に係る助成対象を拡充するとともに十分な予算を確保すること

【提案の背景・現状】

- 豚熱及び高病原性鳥インフルエンザは野生動物が感染源となり、国内において高い頻度で発生が続いており、対応する都道府県の家畜防疫員は、全国的に常に不足している状況である。
- 早い段階での発見により感染が農場内の一部に限られているとみられる場合であっても、疫学関連農場を含め農場内の全ての家畜を殺処分することとされている。
- 家畜保健衛生所の施設整備に活用できる食料安全保障確立対策整備交付金の対象は、高度バイオセキュリティ病性鑑定施設に限られている。

【山形県の取組み】

- 家畜防疫員となる獣医師を確保するため、高校生や獣医学生を対象とした修学資金給付事業や大学の講義への職員派遣、獣医学生インターンシップの開催、就職採用説明会への職員派遣などの取組みを行っている。
- 令和2年12月に県内の農場で豚熱の発生、令和3年12月に隣県の農場での豚熱の発生に係り県内の農場で疑似患畜を確認、令和4年12月に県内の農場で高病原性鳥インフルエンザの発生があり、家畜防疫員を中心として、防疫措置を迅速かつ適切に行った。
- 家畜保健衛生所を拠点として家畜伝染病の発生予防対策を行うとともに、防疫資材を備蓄し、発生時にはまん延防止対策の拠点として防疫措置を行っている。

【解決すべき課題】

- 家畜防疫員の確保・育成を目的とする政府の獣医師養成確保修学資金給付事業に係る予算は、各団体（県を含む）の要望に対し不足している状況にあり、獣医学部が行う地域枠入試への応募の可否にも関わることから、将来的な家畜防疫員の確保に支障をきたすおそれがある。
- 近年、迅速な検査方法が確立しており、正確なリスク評価が可能であることから、リスクの低い家畜（疫学関連農場等）を含めて全て殺処分を行う仕組みを見直す必要がある。
- 家畜防疫の拠点として不可欠な家畜保健衛生所について、庁舎全体の一体的な整備が必要であることから、全体の整備費を交付金の助成対象とするとともに、全国の整備要望に応えるための十分な予算の確保が必要である。

○豚熱の発生状況

(平成 30 年 9 月以降 R 5. 2. 7 現在)

- 飼養豚及び野生イノシシで発生
- 野生イノシシでのみ発生
- 飼養豚でのみ発生



資料：山形県畜産振興課

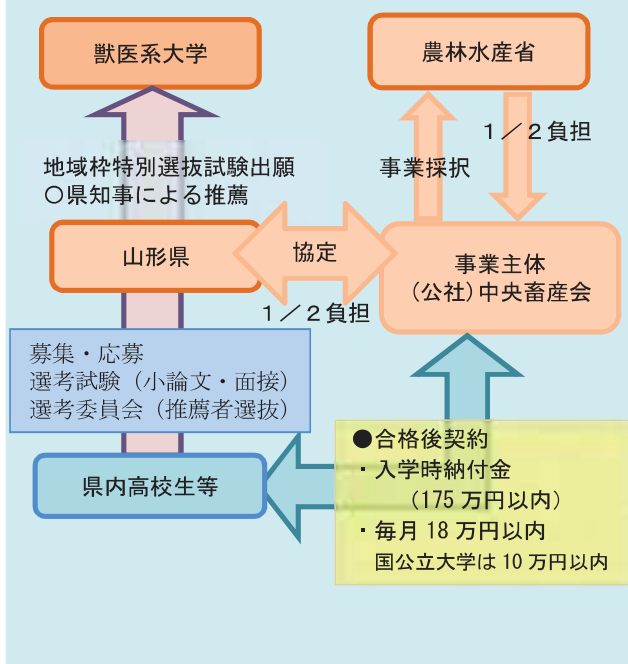
○高病原性鳥インフルエンザの発生状況

(令和 4 年度シーズン R 5. 2. 6 現在)



資料：農林水産省

○獣医師養成確保修学資金給付事業の概要 (高校生枠：地域枠特別選抜入試)



○高病原性鳥インフルエンザにおける患畜及び疑似患畜の範囲

(出典：特定家畜伝染病防疫指針)

患畜	一定の診断(判断)基準により、高病原性鳥インフルエンザに罹患したと判断された家きん
疑似患畜	ア 患畜が確認された農場で飼養されている全ての家きん
	イ 高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す農場で、遺伝子検査等で H5 又は H7 亜型の遺伝子等が確認された家きん
	ウ イに掲げる家きんが確認された農場の、全ての家きん
	エ 患畜、疑似患畜が確認された農場と 7 日以内に 飼養管理者が同一だった農場の全ての家きん
	オ 患畜、疑似患畜と 7 日以内に接触したことが明らかな家きん
カ 患畜、疑似患畜と 7 日以上前に接触していて、発症状況等から患畜となる恐れがあると家畜防疫員が判断した場合	

※患畜及び疑似患畜は全て殺処分の対象

○山形県における主な家畜伝染病対策の取組み



獣医師確保に係る
学生インターンシップの受入



高病原性鳥インフルエンザ
発生に係る埋却措置



防疫拠点としての家畜保健衛生所
における防疫資材の備蓄状況

山形県担当部署：農林水産部 畜産振興課

TEL：023-630-3350

農産物等の輸出拡大に向けた環境整備の促進

【農林水産省消費・安全局植物防疫課、輸出・国際局輸出支援課、国際地域課、畜産局食肉鶏卵課】

【提案事項】 規制緩和 制度改正 予算拡充

政府は、農林水産物・食品の輸出額5兆円（2030年）を目標に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」による取組みを進めており、その目標達成に向けては、産地の実状に応じた、更なる環境整備が必要であることから、

- (1) 米の主産地である東北地方からの中国向け精米輸出を加速させていくため、東北地方で唯一の登録くん蒸倉庫を有する山形県内の精米工場が中国向け精米施設として指定されるよう中国政府への働きかけを一層強化すること
- (2) 青果物の輸出拡大に向けて、地域特有の輸出が有望な品目に係る検疫条件緩和に向けた各国との政府間交渉を強化すること
- (3) 輸出対応の食肉処理施設の整備を支援する制度の充実（補助対象の拡大）を図ること

【提案の背景・現状】

- 平成30年5月に「酒田港西埠頭くん蒸上屋」が、中国向け精米輸出のくん蒸倉庫として東北地方で唯一登録されたが、県内に中国向け指定精米工場がないため、県内で精米・くん蒸が完結できず、酒田港からの中国向け精米輸出は、県外の指定精米工場を利用せざるを得ず、国内輸送費の掛かり増しが発生する。
- 全国の収穫量の約65%を占め、県産農産物の主要品目である西洋なしは、香港や台湾、シンガポール等へ輸出されている。タイへも輸出実績があり、現地での需要が見込まれるが、令和元年度以降、同国の新たな植物検疫条件により、輸出が不可能となっている。
- 東北で対米牛肉輸出基準を満たす食肉処理施設（岩手）は、キャパシティが限界であり、牛肉の輸出拡大には県内での処理施設の整備が不可欠である。

【山形県の取組み】

- 中国向け精米工場の指定に向け、県内精米工場において平成29年から対象害虫のトラップ調査を継続中。また、酒田港西埠頭くん蒸上屋の通年利用に向け、冬期間のくん蒸の基準温度確保のため、加温設備を整備予定（令和5年度）。
- 農林水産省の青果物の輸出環境課題に対する要望調査において、西洋なしのタイ（令和元年度～）及びベトナム（令和2年度～）向け植物検疫協議を要望しているが、他品目と比較し、輸出拡大の可能性が低いため対象外とされている。
- ㈱山形県食肉公社は、対米牛肉輸出基準に適合する食肉処理施設を新たに整備するため、県や関係機関によるコンソーシアムを組織し、施設整備基本構想の策定作業を進めている。

【解決すべき課題】

- 中国向け精米輸出を加速するため、県内の精米工場が中国向け施設として指定される必要がある。
- 産地が限定的な輸出が有望な品目についても、地域の実情を踏まえ、検疫条件緩和に向けた、政府間交渉を強化する必要がある。
- 輸出に対応可能な食肉処理施設の整備には多額の費用を要することから、地盤強化など必然的に生じる追加的経費を補助対象とする制度の拡充が必要である。

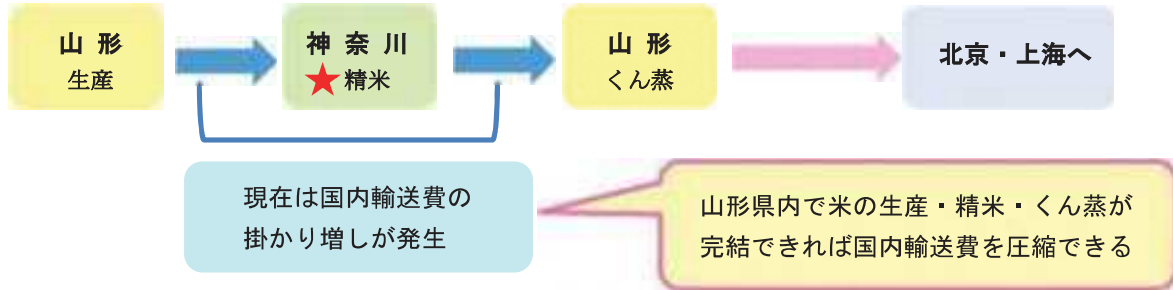
◆中国向け精米輸出の輸送ルート

【現状】

- ・中国への精米輸出については、中国側が認めた精米工場・くん蒸倉庫での処理が必要
- ・米の主産地にも関わらず東北地方には指定精米工場がない



- ・山形県内の精米工場が指定されれば山形県産米の中国向け精米輸出が増加
- ・東北各県や新潟県からの中国向け精米輸出の増加も期待される



◆西洋なしの輸出の状況

【現状】

全国的に輸出拡大できる見込みが高い国・品目が優先され、本県の「西洋なし」のように特定の産地が全国の収穫量の多くを占める農産物の植物検疫協議は進んでいない。



輸出拡大のためには、産地が限定的な輸出が有望な品目についても各国・地域の検疫条件の緩和が必要

西洋なしの輸出実績

(kg)

	H27	H30	R1	R2	R3
香港	5,756	3,838	1,816	7,212	4,480
台湾	6,075	3,107	1,150	650	650
シンガポール	445	1,035	1,414	1,385	873
マレーシア	750	1,075	1,085	495	475
タイ	175	-	-	-	-
計	13,676	13,241	8,725	10,705	6,628

西洋なしの植物検疫条件

品目	検疫条件
タイ	×
ベトナム	×
米国(本土)	×

凡例) ×：輸入禁止又は輸入条件が不明なため、輸出が不可能
資料：植物防疫所「検疫条件一覧」

※現地の嗜好に合わせた硬度に調整することにより、近年は東南アジアに対する輸出が増加傾向にある。

◆輸出対応の食肉処理施設

牛肉の認定施設の状況（令和5年2月現在）

主な輸出国等	認定施設数（全国）	
	東北	その他
香港	14	岩手
米国	15	岩手
台湾	26	岩手、秋田 山形（県公社）

【現状】

香港等への対米牛肉輸出基準を条件としている国に牛肉を輸出するには、県外の認定施設を利用しなければならない。

【県外認定施設利用の問題】

- ・出荷調整に時間を要する（1～2か月程度）
- ・輸出部位以外の引受け
- ・家畜運搬費等のかかり増し



対米輸出可能な食肉処理施設の整備により、県内実需者の効率的な出荷体系を構築し牛肉輸出の拡大を図る。

山形県担当部署：農林水産部 県産米・農産物ブランド推進課 TEL：023-630-2427
畜産振興課 TEL：023-630-2471

森林(モリ)ノミクスの加速による森林吸収源対策の推進

【農林水産省林野庁森林整備部整備課、研究指導課】【総務省自治税務局市町村税課】

【提案事項】 予算拡充 税制改正

気候変動問題の解決に向け、2050年カーボンニュートラルや持続可能な開発目標(SDGs)の実現に貢献する森林・林業・木材産業への期待が大きくなってきている中、本県では、森林資源を活用し地域活性化につなげる『森林ノミクス』の取組みにより、森林吸収源対策を推進しており、こうした取組みを全国各地で展開していく必要があることから、

- (1) 森林経営に適した森林において、主伐・再造林、保育、間伐等の森林整備を計画的かつ確実に実行するための十分な予算の確保を行うこと
- (2) 花粉が少なく成長が早いスギのエリートツリー等の優良種苗の生産体制に対する支援を拡充すること **新規**
- (3) 森林を多く有し、その整備を担う市町村に十分な財源が確保されるよう、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを行うこと

【提案の背景・現状】

- 戦後植林された人工林は本格的な利用期を迎えており、森林吸収量の確保に向け、主伐・再造林やその後の保育、間伐等を計画的に進める必要があり、森林整備予算の確保が全国的な課題となっている。
- 農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」において、エリートツリー等の成長に優れた苗木の活用について、2030年までに林業用苗木の3割、2050年までに9割以上を目指すこととしている。
- 平成31年4月、温室効果ガス排出削減や災害防止等を図るための「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、都道府県及び市町村への森林環境譲与税配分は同年度から始まり、森林環境税は令和6年度から課税される。

【山形県の取組み】

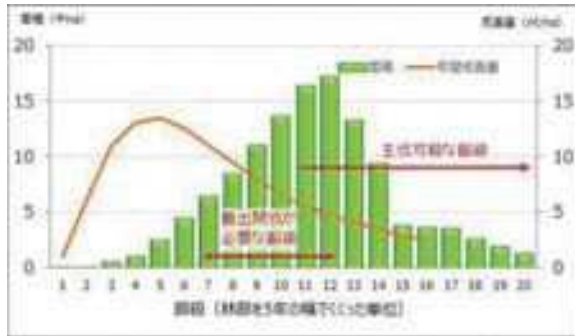
- 令和2年に「ゼロカーボンやまがた 2050」を宣言し、森林吸収源対策を強化するため、効率的な間伐や低コスト再造林への支援、航空レーザ測量の国・市町村との共同実施、スマート林業の普及、県産木材の利用促進に取り組んでいる。
- 耐雪性を有し花粉が少なく成長が早いスギなど、本県オリジナルの優良品種の開発を行うとともに、エリートツリー等の苗木の供給量増大を図るため、採種までの期間が短いミニチュア採種園の整備を進めている。
- 全市町村で構成する山形県森林管理推進協議会等において、森林経営管理制度を推進するための航空レーザ測量や森林境界の明確化、森林整備の実施等、市町村による森林環境譲与税の積極的な活用に向けた指導・助言を行っている。

【解決すべき課題】

- 森林吸収量の確保に向けた森林整備の予算を十分に確保し、主伐・再造林による森林の若返りと適期の間伐を計画的かつ確実に実行していく必要がある。
- 本県のような豪雪地域では、ミニチュア採種園における母樹の雪囲い等の作業が不可欠であるため、採種園の拡大に伴い育成・管理コストが増加している。
- 森林環境譲与税は、森林が少なくても人口の多い大都市への譲与額が多額になる一方、都市に恩恵をもたらす森林を多く有し、その整備を担う市町村への譲与額と著しく差が生じていることから、譲与基準の見直しが必要である。

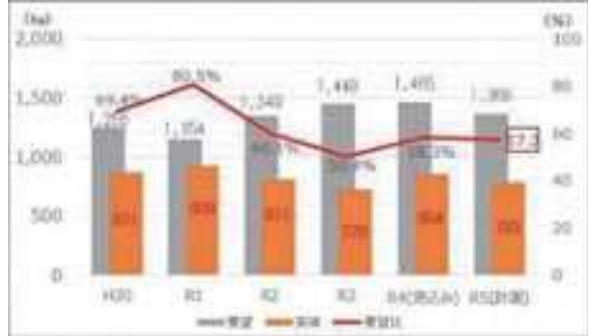
○本県の民有人工林の年齢構成と年間成長量

- ・戦後植林された人工林は本格的な利用期を迎えている
- ・主伐前の人工林では計画的な間伐が必要



○本県の間伐事業の推移（要望と実績の乖離が拡大）

- ・本県では再造林面積の増大（R1 実績97ha、R2 実績103ha、R3 実績107ha→R6 目標200ha）に取り組んでおり、森林整備予算の不足により、間伐必要量と実績との乖離がますます拡大する恐れ



○やまがた森林ノミクスの推進



＜低密度植栽による再造林の低コスト化＞



＜高性能林業機械による間伐等の生産性向上＞

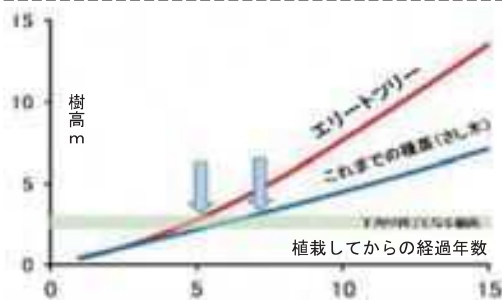


＜県・国・市町村共同で航空レーザ測量を実施＞



○エリートツリーとこれまでの苗木の初期成長比較

- ・エリートツリーは初期成長が良く、植栽本数や下刈り回数削減等、作業の省力化やコスト削減、伐期の短縮が期待されている。



＜ミニチュア採種園によるエリートツリー等の種子生産＞
（雪囲い等の作業が不可欠）



○本県市町村の森林環境譲与税配分額と活用状況

- ・本県の市町村は、森林環境譲与税による森林経営管理制度や森林整備等への取組みが年々増加しており、令和4年度には活用額が配分された譲与額を上回る見込みで、今後不足する恐れ



資料：山形県森林ノミクス推進課（農林水産省の資料等を基に作成）

水産業の成長産業化に向けた支援の強化

【農林水産省水産庁漁政部企画課、増殖推進部研究指導課、漁場資源課、漁港漁場整備部防災漁村課】

【提案事項】 予算拡充 制度拡充

本県の水産業を取り巻く状況が厳しさを増す中、水産業の成長産業化に向けて、新規漁業就業者の確保・育成や水産業者の創意工夫に対応した支援、水産資源の保護・管理に向けた取組みの強化が必要であることから、

- (1) 新規漁業就業者を対象とした所得補償制度（漁業版経営開始資金）の創設、漁家子弟（子、親族）に対する支援等、経営基盤の弱い新規就業者に対する支援の充実を図ること
- (2) 水産業者の多様な取組みを支援するため、水産業成長産業化沿岸地域創出事業等の関連予算を十分に確保するとともに、支援対象を拡充し、幅広いニーズに対応すること
- (3) 現在政府が入域を制限している海域で操業できるよう、外国船による違法操業を排除し、漁業資源確保・保全と安全操業の確保に関する取組みを強化すること

新規

【提案の背景・現状】

- 山形県の漁業就業者数は減少し、65歳以上の割合は51%と高齢化が進んでいる。また、独立直後は収入が不安定であることが独立就業を妨げる一因となっている。一方、農業では、就農直後の営農を支援するための資金（年150万円）が交付されており、新規就農者の確保に一定の成果が得られている。
- 現状の国庫補助事業では、事業の目的や用途が限定的であり、漁業者の創意工夫に対応できる支援制度となっていない。
- いか釣り漁業等の主たる漁場である大和堆周辺水域では、北朝鮮や中国の漁船による違法操業が繰り返され、我が国の漁船の安全確保のために政府は入域を制限していることから、水揚げの減少と安全操業への不安が高まっている。
- 令和4年の海面漁業の漁獲量は平成元年の4割以下まで減少し、平成元年以降最低の水揚げを記録した。また本県の漁獲量の約3割を占めるスルメイカも過去最低の1,130トンとなった。

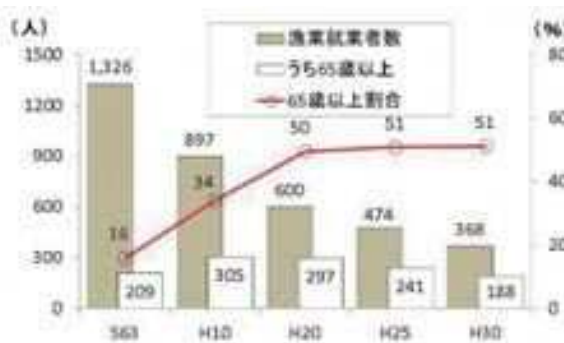
【山形県の取組み】

- 新規独立漁業者の経営安定を支援するため、独立直後3年間における所得補償（年150万円）を令和3年度から実施している。また、新たに、漁家子弟（子、親族）に対する研修時の給付金制度（年150万円）を令和4年度に創設した。
- 水産業者に対する本県独自のオーダーメイド型の支援制度を令和3年度から実施している。

【解決すべき課題】

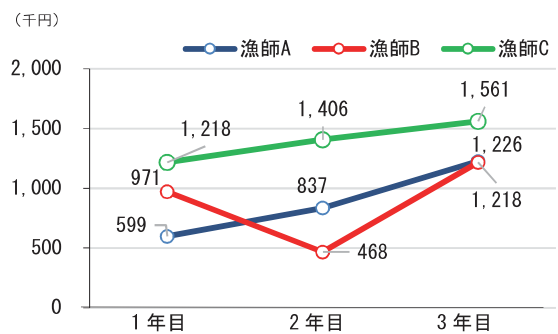
- 新規漁業者の確保及び定着を図るため、独立前後の経営の安定化に向けた支援が必要である。
- 水産業者の幅広いニーズに対応できるよう、各種施策の十分な予算の確保と柔軟で機動的な支援制度が必要である。
- 大和堆における外国漁船の違法操業を排除し、漁業資源確保・保全と安全操業の確保が必要である。

○漁業就業者の推移（山形県）



資料：農林水産省「漁業センサス」より山形県作成

○新規独立漁業者の漁業所得額試算（山形県はえ縄）



資料：山形県水産振興課

本県の漁業就業数は、平成30年に368人となり、昭和63年の1,326人の約3割まで減少した。平成20年以降は65歳以上の高齢者が漁業就業者の半数以上を占めており、新たな担い手の確保が必要である。

また、新規独立漁業者は独立直後の収入が安定しないことから、新規独立漁業者を確保するためには、所得を補償することなどにより独立経営の不安を取り除くことが必要である。

○生産額拡大に向けたオーダーメイド型支援事業の一例

- ・豊洲市場等への出荷額増加を図るため、出荷時の高鮮度保持に有効な薄片氷用製氷機を購入
- ・郷土料理である「むくり鮎」（養殖フナの加工品）の生産量の増大を図るため、耕作放棄地をフナ養殖池に整備
- ・漁獲マグロの品質向上と高鮮度保持のため、マグロ釣り機、電気ショッカー等の整備
- ・アユの資源量増大に向けた河床改善による産卵場造成
- ・回帰率の高いサクラマス種苗を生産するため天然親魚捕獲装置（ウライ）を整備



薄片氷用製氷機



アユ産卵場造成工事

○海面漁業漁獲量の推移（山形県）

資料：山形県漁業協同組合「漁獲統計」より山形県作成



本県の海面漁獲量は、令和4年に3,776tとなり、平成元年以降最も少なかった。また、その内、本県の主要な魚種であるスルメイカも1,130tまで減少している。